

# 新潟県では

令和4年10月1日から

JA共済の  
自転車事故の保障



# 自転車保険（共済）の 加入が義務化されます。

～JAの日常生活賠償責任特約で対応できます！！～

例えばこんなとき

その1

## 自転車運転中のトラブル



自転車で歩行者にケガを  
させてしまった



自転車で転倒し、停車中の  
他人の車を傷つけてしまった

自転車事故は、相手方に対して、高額な賠償義務が発生することがあります…

### <実際にあった自転車の事故による高額な損害賠償の例>

男子小学生（11才）が夜間、帰宅途中に自転車で走行中、歩行中の女性（62才）と正面衝突。女性は頭がい骨骨折等の傷害を負い、意識が戻らない状態となった。（神戸地方裁判所2013年7月4日判決）

（※1）出典：日本損害保険協会ホームページ

（※2）裁判において支払いを命じられた金額（概算額）であり加害者が実際に支払う金額とは異なります。

損害賠償金額

**9,521万円**

（※1）（※2）

JAの自動車共済に

# 日常生活 賠償責任特約

を  
ご付帯いただくと  
自転車事故をはじめとする日常生活の  
さまざまな賠償責任を保障します



# 2億円

支払限度額

共済掛金（共済期間1年、月払）

月**170円**

一時払の場合は、年**1,890円**

※令和4年4月時点

日常生活賠償責任特約は、自動車共済とセットでのみご加入いただけます。

自転車事故だけじゃない！日常生活の思わぬトラブルも幅広く保障！

JA共済がお支払いした『事故事例』

### 草刈機の事故

自宅の庭で草刈機が小石を巻き上げ、他人の車の窓ガラスを破損させた

※収入が伴う場合、職務遂行に起因する事故となり、保障対象外となります。



支払共済金

176,167円

### 石遊びの事故

子どもが石を投げ、誤って他人宅の玄関ドアにあたりキズがついた



支払共済金

548,000円

### 飼い犬による事故

飼い犬が玄関口で来客に噛みついてしまい、ケガをさせた



支払共済金

73,040円

### 風呂場の水漏れ

風呂場の排水溝がつまり水漏れし、階下の天井・壁・家具に損害を与えた



支払共済金

1,045,000円

住宅(※1)の管理上の不備や欠陥によって生じた事故または買物や旅行などの日常生活で生じた事故(※2)により、他人を死亡させたり、負傷させたり、他人の財物に損害を与えたり、あるいは誤って線路に立ち入ったことなどにより、電車などを運行不能にしたため法律上の損害賠償責任を負担するときに共済金をお支払いする保障です。

(※1) 被共済者の居住の用に供される住宅用建物をいい、別荘等一時的に居住の用に供される住宅用建物を含みます。

(※2) 住宅以外の不動産の所有、使用または管理による事故を除きます。

## 家族全員が保障対象！

JAの日常生活賠償責任特約付自動車共済は、  
**一台加入で一家全員が保障の対象！**

※記名被共済者本人、配偶者、同居の親族、別居の未婚の子などが保障対象となります。



## 示談交渉サービス付

まさかの事故時、相手方との交渉はJA共済におまかせください。

何から始めれば  
いいんだろう



被共済者

お金のやりとり  
などを一任



スムーズに  
示談交渉



被害を受けた方

直接話したくない  
から助かった

※被共済者の過失がない場合などは、JA共済が示談交渉を行うことができません。

### 同様の保障を複数加入する場合について

記名被共済者またはそのご家族が、この特約と同様の保障(※3)を複数加入している場合は、保障が重複することがあります。保障が重複すると、対象となる事故について、どちらの契約でも保障されますが、いずれか一方の契約からは共済金が支払われない場合があります。保障内容の差異や加入金額をご確認いただき、保障の要否をご判断いただいたうえでご契約ください。(※4)

(※3) 自動車共済以外の共済契約でご契約されている保障や、組合以外の共済・保険を含みます。

(※4) これらの保障を1契約にのみ付帯した場合、その契約を解約・内容変更したときや、ご家族の状況の変化(同居から別居への変更等)があるときに、保障がなくなったり、保障の対象者が変わることがありますのでご注意ください。

この資料は概要を説明したものです。ご検討にあたっては、「重要事項説明書(契約概要)」を必ずご覧ください。  
また、ご契約の際は、「重要事項説明書(注意喚起情報)」および「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。

加入後の事故報告は、専用窓口まで

JA共済日常生活事故対応センター

ニチジョウバイショウ は ク ミ アイ

0120-628-931

受付時間 9:00~17:00 ※土日・祝日および12月29日~1月3日を除きます。

(JAの営業時間内でも、こちらの番号までご連絡ください)

お問い合わせは